

ゴルフ場利用約款

《本約款の適用》

第1条 当ゴルフ場をご利用になるお客さまには次条以下の約款に従ってご利用いただきます。

《利用の申込み》

第2条 当ゴルフ場をご利用いただくには、次の方法でお申込みいただいた場合に限りです。

- 1.当ゴルフ場に直接および電話でお申込みいただいた場合。
- 2.当ゴルフ場で指定した案内所に直接および電話でお申込みいただいた場合。
- 3.インターネット上でお申込みいただいた場合。
- 4.平日は3ヶ月前の同日、土・休日は2ヶ月前の同日より電話で受け付けます。
ただし、新富良野プリンスホテル(富良野プリンスホテル)にご宿泊でプレーされる方は随時受け付けます。

《利用引き受け拒絶》

第3条 当ゴルフ場は、次の場合にご利用をお断りいたします。

- 1.ご利用のお申込みが前条によらないとき。
- 2.スタート時間に余裕がないとき。
- 3.お客さまが公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められたとき。
- 4.お客さまが当約款および当規則に違反されたことがあるとき。
- 5.お客さまが精神異常者または伝染病者等であると認められたとき。
- 6.天変地異、施設の故障、補修その他やむを得ない理由があるとき。
- 7.暴力団員または、集団的もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある者。
- 8.施設利用者がその事情を知りながら暴力団員を同伴し、または、暴力団員を紹介して施設を利用させた者。
- 9.施設利用申込み受理後、申込みまたは利用者が暴力団員であることが判明した場合。

《氏名等の明告》

第4条 ご予約をなさる場合は、次の事項を明らかにしたうえでお申込みください。

- 1.お客さまのご氏名、住所、人員、連絡先の電話番号。
- 2.その他当ゴルフ場が必要と認める事項。

《予約金》

第5条 ご予約のお申込みをお引き受けした場合、期限を定めて予約金のお支払いをお願いすることがあります。この予約金は、次条に定める場合に該当させていただき、残高があればお返しいたします。

《予約の解除》

第6条 当ゴルフ場は、ご予約のお申込みをいただいたお客さまがご予約の全部または一部を解除された場合、次に掲げるところより違約金をお支払いいただきます。

- 1.利用日の当日および前日に解除された場合、解除した人員に応じた1ラウンドプレーフィーの30%相当額
- 2.利用日の前前日より6日前までに解除した場合、解除した人員に応じた1ラウンドプレーフィーの10%相当額
- 3.利用日の7日以前に解除された場合、または天変地異等の事故が発生してお客さまのスタートが不可能と判断されたときは、違約金はいただきません。
- 4.10組以上の団体予約の場合は、上記1,2のほか、利用日の7日前より30日前までに予約の過半数を解除された場合、解除した人員に応じた1ラウンドプレーフィーの10%相当額

《利用の登録》

第7条 当ゴルフ場をご利用になるお客さまは、利用日の当日、当ゴルフ場フロント・受付において、次の事項のご署名ご登録をお願いいたします。

- 1.お客さまのご氏名、ご住所、ご自宅または連絡先の電話番号。
- 2.プレー予約時間の30分前までにフロントにてご署名をお願いいたします。
- 3.その他、当ゴルフ場が認める事項。

《利用条件》

第8条 当ゴルフ場利用のお客さまは下記の条件に従っていただきます。

- 1.天候の異変時に、プレーヤー自身の一方的な判断でプレーを中断した場合は、そのプレーは成立したものとみなします。ただし、状況によりゴルフ場側で認めた場合はその限りではありません。
- 2.その他、ゴルフ場が必要と認める事項。

《営業時間》

第9条 当ゴルフ場の営業時間は各施設に提示したところによります。

《料金のお支払い》

第10条 料金は受付時にフロントにおいて、現金または当ゴルフ場の認めたクレジットカード、もしくはクーポン券にてお支払いいただきます。

《利用規則等の遵守》

第11条 お客さまには当ゴルフ場が定めた利用約款および利用規則に従っていただきます。

《利用継続の拒絶》

第12条 当ゴルフ場は次の場合、利用の継続をお断りすることがあります。

- 1.前条の利用規則に従っていただけないとき。

《利用の責任》

第13条 お客さまが故意または過失によって、従業員や施設等の損傷を与えた場合に、それによって生じた損害金の一切をお支払いいただきます。利用規則に違反し、または係員の指示に従わないために発生した事故については、当ゴルフ場はいっさい責任を負いませんので十分にご注意ください。